

政策調整会議の概要

開催日 平成 24 年 5 月 31 日 (木)

◎項 目

- 1 福島第一原発の事故を起因とする放射性物質等を調査した際における県政記者への情報提供資料作成時の留意点について【危機管理部】

◎内容

- 1 福島第一原発の事故を起因とする放射性物質等を調査した際における県政記者への情報提供資料作成時の留意点について【危機管理部】

危機管理部から、放射性物質等を調査した際における県政記者への情報提供資料作成時の留意点について、概要説明を行った。

【概要】

- ・福島第一原発の事故により大気中や海水に放出された放射性物質が、さまざまな分野で検出されることが想定される。
- ・放射性物質の調査は、全国的に流通している物から検出された場合であっても、高知県での調査が必要となり、基本的には調査をした各部局で記者発表をお願いする。
- ・県民の関心も高い案件であり、広報広聴課で作成している「マスコミ対応の手引き」に基づき対応を統一する。
- ・記者発表資料の基本的な項目とその注意点

(項目) ①調査の目的、②調査対象、③調査日時・期間、④調査方法、⑤調査結果、
⑥今後の対策・方法、⑦担当課・担当者・電話。

(注意点)

- ①調査の目的：安心を確認するためか、注意を喚起するためかを整理すること。
- ②調査対象：品目名や数量などを具体的に記載すること。
- ⑤調査結果：安全性への問題の有無やどの様な注意が必要かなど、調査結果に対する評価を整理すること。
- ⑥今後の対策・方法：

調査に入る時点で結果を想定した対応を事前に準備し、記者発表までの期間を空けないこと。また、「今後検討します。」という抽象的な表現ではなく、どのような対応を行うのかを具体的に記載すること。

基準値は下回っているが一定の放射性物質が検出される場合が多く、基準以下であることのみをもって安全性を判断をするのではなく、事案ごとの状況を踏まえて判断をすること。

- ・記者発表資料の具体的な記載内容例を各部局の危機管理連絡員に通知するので、各課室への周知をお願いする。

(副知事)

- ・放射線物質だけでなく、記者発表をする場合の参考とすること。